

G/SPS/GEN/1233/Rev. 6/Add. 1

衛生植物検疫措置委員会

東京電力福島第一原子力発電所事故後の現状

日本からのコミュニケーション

追補

日本国代表部の要請により、2023年9月4日に受領したコミュニケーションを以下のとおり回付する。

本コミュニケーションにおいて、日本は、2023年6月22日に回付した文書番号「G/SPS/GEN/1233/Rev. 6」に関する更新した情報を提供するとともに、以下に示す状況、及びALPS処理水の海洋放出の安全性について日本がSPS委員会を含め一貫して提供してきた説明にもかかわらず、中国がWTOに通報した日本産水産物の輸入を全面的に停止する緊急措置（G/SPS/N/CHN/1283）をとったことについて、遺憾の意を表明する。中国が通報した同措置は、日本にとって全く容認できないものである。日本は中国に対し、同措置の即時撤廃を求めてきており、引き続き求めていく。

1. 東京電力（TEPCO）は、8月22日の関係閣僚会議における政府の決定を受けて、8月24日にALPS処理水の海洋放出を開始した。日本政府は、確実なモニタリングの実施及び適時かつ透明性のあるモニタリング結果の公表などにより、ALPS処理水の放出の安全性を確保するために万全を期すことに完全にコミットしている。

2. 我が国は、ALPS処理水の放出が開始されて以降、国際原子力機関（IAEA）の継続的な関与の下、(i)タンク内処理水のモニタリング、(ii)リアルタイムモニタリング、(iii)海域モニタリングの3種類のモニタリングを重層的に実施している。日本は、モニタリングによって、放射性物質の濃度が放出停止レベルを超えたことを検知するなどの事象が発生した場合、放出停止を含む適切な措置をとることにコミットしている。

3. 日本による透明性確保のための継続的な取組の一環として、以下(i)～(iii)のとおり、全てのモニタリング結果が日本政府および東京電力のウェブサイトで公表されている。これらの結果は、海域の様々なモニタリングポイントにおけるトリチウム濃

度レベルが、放出基準より大幅に低いことを明確に示している。また、放出は計画通りに実施されており、現在までに問題が発生していないことも示している。この点については、2023年7月、IAEAが、2年間にわたる厳格な安全性レビューを経て、「東京電力が現在計画しているALPS処理水の海洋放出による人及び環境に与える放射線の影響は無視できる程度である」、「国際水域における放射能濃度は、ALPS処理水の海洋放出によって影響を受けることはなく、越境的影響は無視できる程度である」と結論付けていることに留意すべきである。

(i) タンク内処理水のモニタリング

以下の東京電力ウェブページは、各放出が行われる前に更新されることになっている。このページでは、現在放出している処理水のモニタリング結果を掲載している。

<https://www.tepco.co.jp/decommission/progress/watertreatment/measurementsfacility/>

(ii) リアルタイムモニタリング

以下の東京電力ウェブページでは、希釈後のトリチウム濃度、水の流量及びガンマ線量について、海への放出直前のリアルタイムデータを見ることができ、これらのページは1時間ごとに更新されている。

<https://www.tepco.co.jp/decommission/progress/watertreatment/dischargefacility/>

<https://www.tepco.co.jp/decommission/data/alpsrtmonitoring/index-j.html>

また、IAEAも以下のIAEAウェブページで同様のデータを公開している。

<https://www.iaea.org/topics/response/fukushima-daiichi-nuclear-accident/fukushima-daiichi-alps-treated-water-discharge/tepco-data>

(iii) 海域モニタリング

包括的領域モニタリング閲覧システム (ORBS) は、日本の様々な機関によるモニタリング活動の結果をまとめている。

<https://www.monitororbs.jp/index.html>

また、東京電力、環境省、水産庁は、それぞれ以下のページで、海水や水産物中のトリチウムやその他の放射性核種の濃度など、最新のモニタリング結果を公表している。これらのデータは日次または週次で更新されている。

東京電力

<https://www.tepco.co.jp/decommission/progress/watertreatment/monitoring/>

環境省

<https://shorisui-monitoring.env.go.jp/>

水産庁

<https://www.jfa.maff.go.jp/j/housyanou/kekka.html>

4. ALPS処理水は、トリチウム以外の放射性物質の濃度が規制基準以下になるまで十分に浄化され、海水で希釈された後に放出される。十分かつ安定した浄化能力を有するALPS処理により、放射性物質の濃度は規制基準以下となる。トリチウムについては、福島第一原子力発電所（FDNPS）のALPS処理水に含まれるトリチウムよりも、中国の原子炉を含む世界中の多数の稼働中の原子力施設の方が、年間でより多くのトリチウムを排出している。FDNPSが年間に放出するトリチウム量は、例えば中国の秦山原子力発電所から放出されるトリチウム量の約1/10（10分の1）である。

5. SPS協定では、全てのSPS措置は科学的原則に基づいてとることが求められている。しかし、中国は、日本が提供した上記の科学的情報にもかかわらず、日本産水産物の輸入を全面的に停止する措置をとった。したがって、中国の措置の実施は、科学的原則に基づくものとはみなし得ない。このことは、ALPS処理水の放出開始後に日本が公表した上記のモニタリング結果によって特に明確になった。

6. 日本は、ALPS処理水放出の安全性に関する懸念や誤解を払拭し、中国がとったような緊急措置は必要ないとの確信を提供するため、引き続き必要な説明を提供し、科学的根拠に基づく議論を行う用意がある。また、ルールに基づく解決のため、日本は、本件に適用される日本及び中国を拘束する国際約束である地域的な包括的経済連携（RCEP）協定に基づく緊急措置についての討議を要請した。

（了）